

○駿河台大学大学院科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第38条の規定に基づき、大学院科目等履修生（以下「科目等履修生」という。）の取り扱いについて定めることを目的とする。

(資格)

第2条 科目等履修生となることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本大学院学則第12条各号のいずれかに該当する者
- (2) 科目等履修しようとする授業科目を学修するに足りる学力を有する者
- (3) その他本研究科委員会で適当と認めた者

(出願)

第3条 科目等履修を志願する者は、入学検定料を添えて次の書類を提出しなければならない。

- (1) 科目等履修志願書（本大学院所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 最終出身学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- (5) 勤務先を有する者は、その所属長の推薦書又は承諾書
- (6) 写真

(許可)

第4条 科目等履修生としての入学は、一般の授業に支障のない限り、本研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

2 科目等履修の許可は、原則として各年度始めとする。

(科目等履修の範囲)

第5条 科目等履修を許可する科目数は、年間3科目12単位以内とする。ただし、正規学生の登録がある科目に限るものとする。

(単位修得)

第6条 科目等履修生が単位を修得するためには、履修した授業科目について試験を受け、合格しなければならない。

(期間)

第7条 科目等履修期間は、原則として年度の始めから1カ年とする。

(費用)

第8条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の登録料及び科目等履修料を所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 検定料、登録料及び科目等履修料は別に定める。
- 3 所定の期日までに科目等履修料を納めない者は、科目等履修生としての入学許可を取り消す。
- 4 すでに納めた科目等履修料その他は、事情の如何にかかわらず返還しない。

(科目等履修生証)

第9条 科目等履修生は、科目等履修生証の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

- 2 科目等履修生証は、科目等履修期間終了後に返還しなければならない。

(許可の取消)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者と認められたときは、科目等履修の許可を取り消すことがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者

- (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
(その他)

第11条 本大学院科目等履修生に関し、本大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、本研究科委員会の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。